

業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について

2025年12月3日

電力広域的運営推進機関

- 国の審議会の議論等に適切に対応するため、業務規程及び送配電等業務指針を変更する。
- 主な変更のポイントは以下のとおり。変更の背景・内容などについては、次頁以降のスライドにて説明。

1. 運用容量及びマージンの算出スケジュールに関する規定の変更（業務規程）

- 作業停止計画調整スケジュールを踏まえた運用容量及びマージンの算出スケジュールの変更
- 2026年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

2. 連系線利用登録に関する経過措置の終了に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

- 連系線利用登録に関する経過措置の廃止
- 2026年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

3. その他規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

- 字句修正等
- 2026年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

1. 運用容量及びマージンの算出スケジュールに関する規定の変更（業務規程）

- ・ 作業停止計画調整スケジュールを踏まえた運用容量及びマージンの算出スケジュールの変更

本機関は、電力系統を安定的に運用するために、翌年度以降の長期及び年間における連系線の運用容量※1及び翌年度以降の長期及び年間におけるマージン※2の値を算出し、公表している。

※1 流通設備を損なうことなく、供給信頼度を確保した上で、流通設備に流すことのできる電力の最大値。

※2 需給調整等のために一般送配電事業者間で電気を需給するために、連系線の運用容量の一部を卸取引等には開放せず、本機関において管理する容量。



容量停止計画との一体的な作業調整を実施することを目的に、作業停止計画の調整並びに運用容量及びマージンの算出のスケジュールについて、前倒しの検討を行い、作業停止計画の調整スケジュールについては、先行して整理※3されたことから、規定改正により、2025年度から前倒しすることとした。

一方で、運用容量及びマージンの算出スケジュールについては、至近の連系線増強計画※4による系統構成の変更など、算出方法の見直しが必要であるため、2025年度については前倒しを見送ることとし、段階的な変更とすることで引き続き調整を行ってきたが、今回、算出方法の見直しが完了したことから、更なる一体的な作業調整に向けて、2026年度以降、算出時期を2月末から1月末へ前倒しすることが本機関の検討会※5で整理※6された。

※3 容量停止計画と作業停止計画については、効率的に整合を図るため、同時期（8～12月）に調整することで整理。

※4 中地域交流ループ(2026年度)・東北東京間連系線増強(2027年度)・東京中部間連系設備増強(2028年度以降となる見込み)。

※5 第2回 運用容量検討会（2025年10月6日）・第3回 マージン検討会（2025年10月29日）。

※6 作業停止計画は、供給信頼度確保等の観点から運用容量・マージンの考慮が必要であるため、同時期に調整することで整理。



これら整理に基づき、運用容量及びマージンの算出スケジュールに関する規定の見直しを行う。

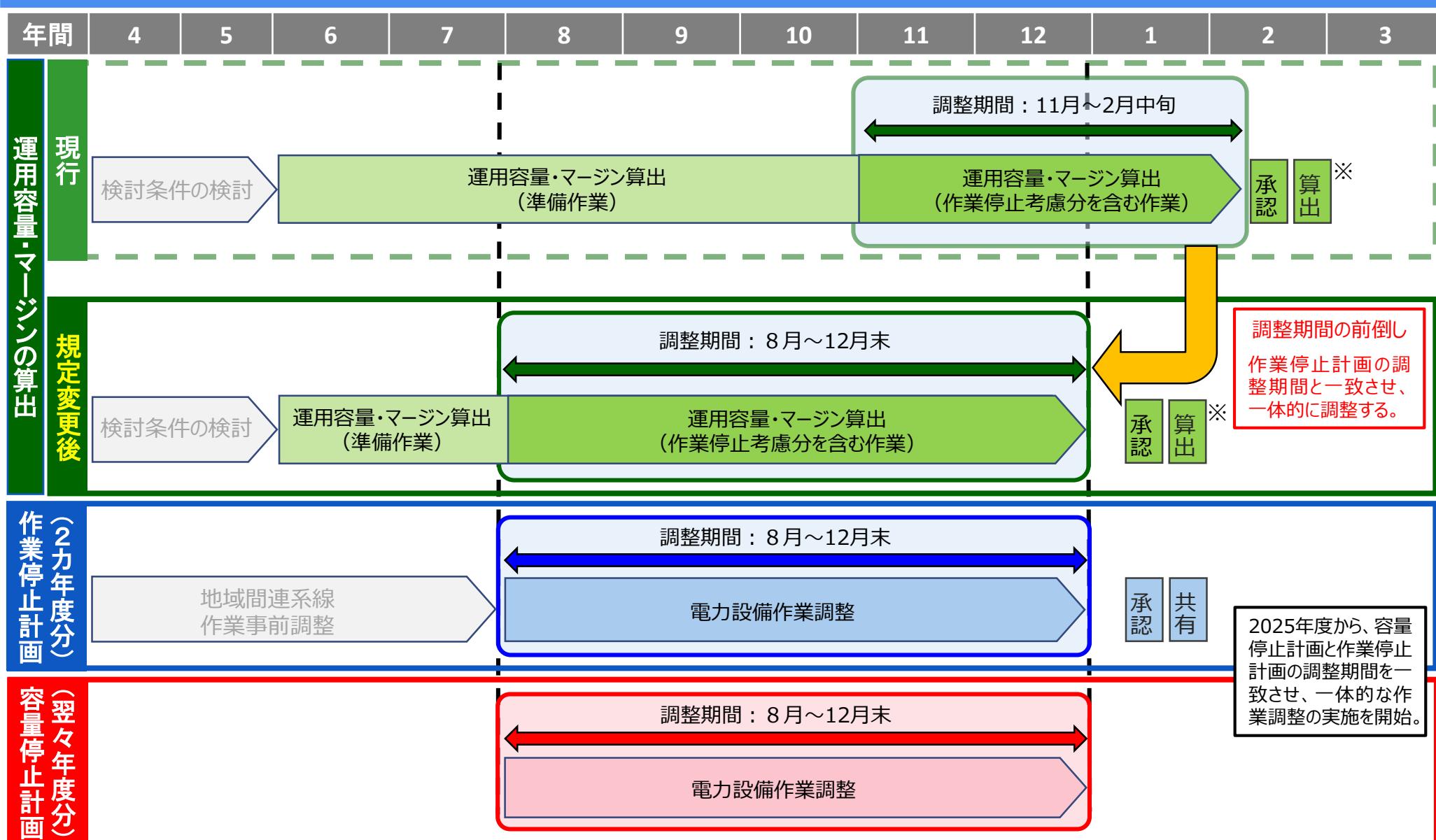
[変更内容]

- ・ 作業停止計画の調整スケジュールと合わせるかたちで、運用容量及びマージンの算出スケジュールに関する規定を見直し（毎年2月末日まで ⇒ 毎年1月末日までへ前倒し）。

【業務規程第126条、第129条】<変更>

(参考) 運用容量及びマージンの算出スケジュールの変更について（その1）

5



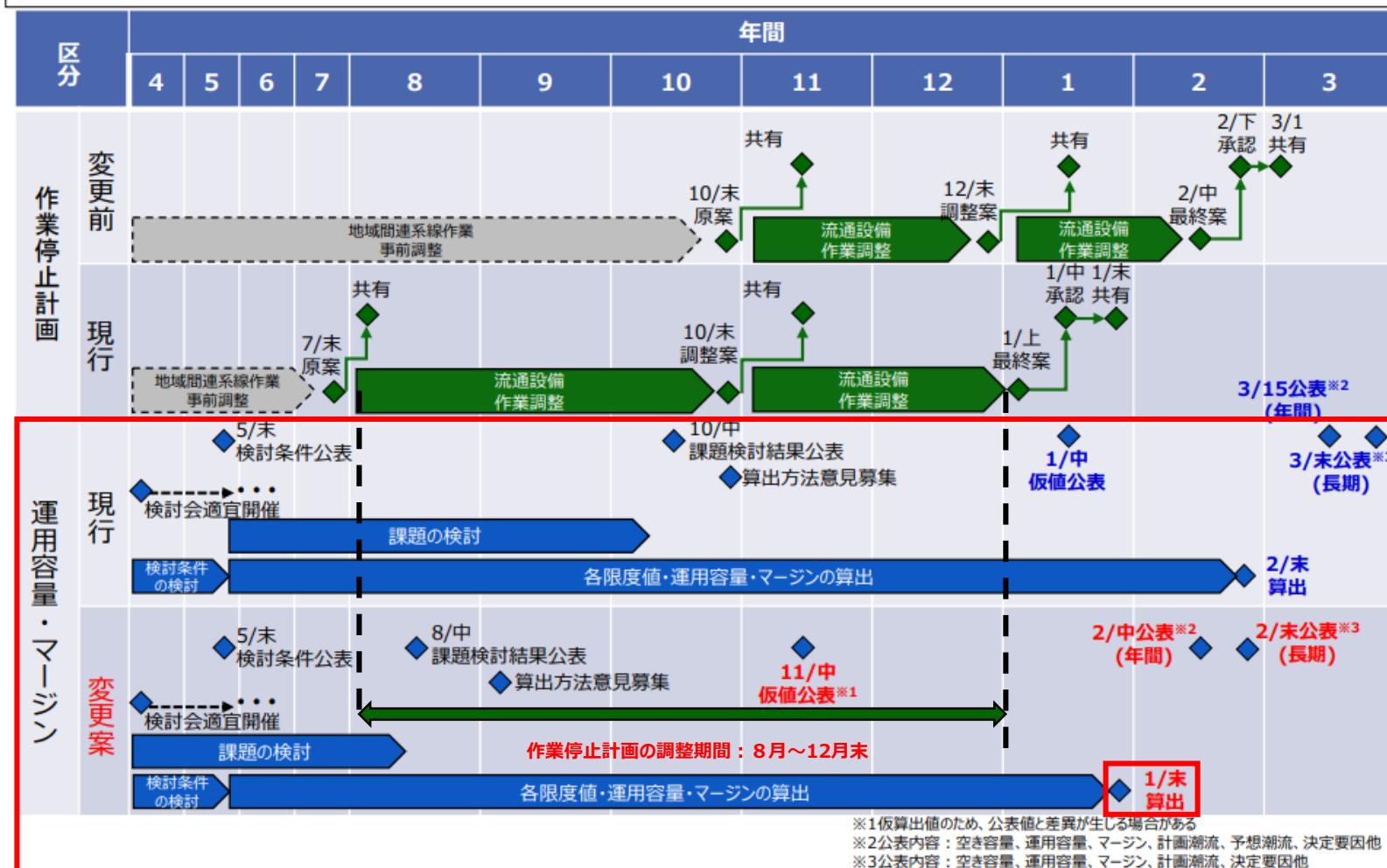
※ 算出した運用容量及びマージンの値については、本機関のウェブサイトにて、速やかに公表。

第2回 運用容量検討会（2025年10月6日）・第3回マージン検討会（2025年10月29日）資料2から抜粋

運用容量・マージン算出スケジュールの変更案

3

- 現行、2月末算出している運用容量・マージンについて、1月末算出へスケジュールを前倒しする。（併せて、年間・長期運用容量公表期日についても前倒し）



2. 連系線利用登録に関する経過措置の終了に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

- ・ 連系線利用登録に関する経過措置の廃止

本機関は、2018年10月に連系線利用ルールを連系線の効率的利用、公平性・透明性の確保及び市場環境の整備の観点により、先着優先から間接オークションへ変更※¹したことを踏まえ、2016年度の利用計画として登録された長期連系線利用計画（最長10年間の利用計画）を対象に、経過措置※²計画の管理に関する規定を設けた。

※1 連系線を利用する地位又は権利の割当てを直接的に行わず、全ての連系線利用を日本卸電力取引所を介して行うことで、コストの安い電源順に送電することが可能となる。

※2 発電所への投資意欲を維持する観点から設けられた経過措置について、市場分断によるエリア間値差リスクをヘッジするための関連送電権の利用が無償で利用可能となる。



この経過措置は、最長2025年度までの連系線利用登録が対象であり、2026年3月31日をもって、経過措置期間が終了となる。



これに対応するため、連系線利用登録に関する経過措置の規定を削除する。

[変更内容]

- 2018年10月の間接オークション導入時に設けられた、連系線利用登録に関する経過措置が2026年3月31日をもって終了することから、当該附則を削除※。

※ 先着優先で既に連系線利用計画として登録していた小売事業者等に対する経過措置は2025年度末で終了するが、一方で、連系線の増強工事等の費用を一部負担した事業者（以下「特定負担者」）の取扱いに関する附則は残る（ただし、恒久対策は最長40年、短工期対策は恒久対策後の連系線の使用開始日の前日に終了）。

【業務規程附則（平成28年4月1日）第3条】<削除>

【業務規程附則（平成29年9月6日）第3条、第5条～第7条、第9条】<削除>

【業務規程附則（令和2年3月30日）第4条、第5条】<変更>

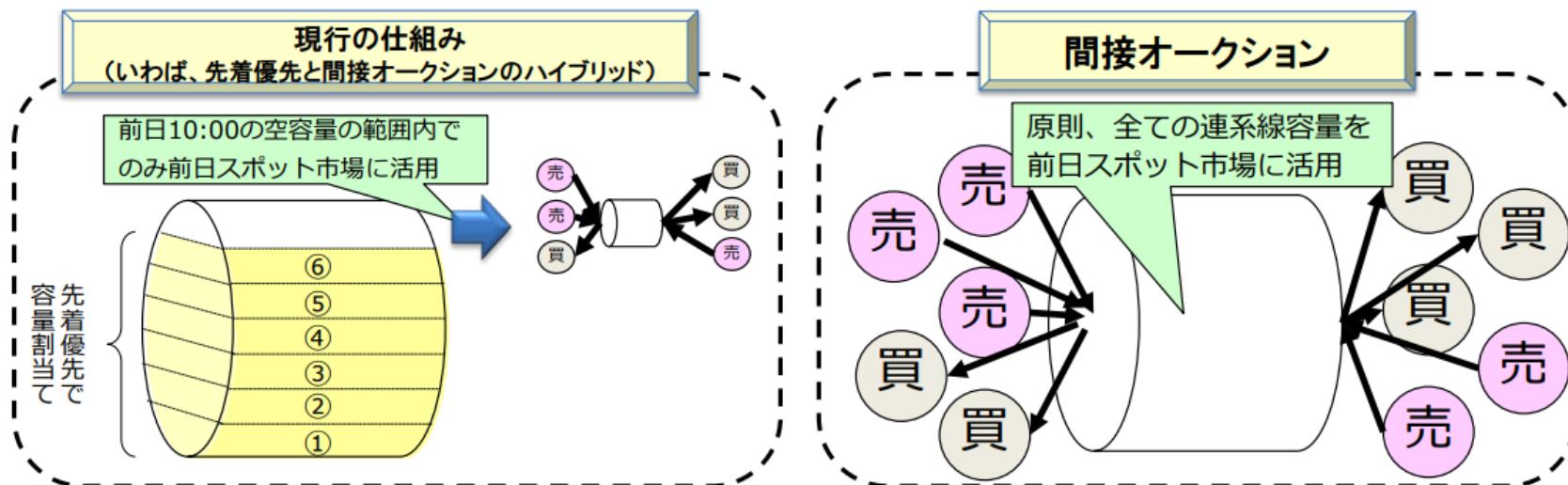
【送配電等業務指針附則（平成29年9月6日）第2条～第5条】<削除>

間接オークションの概要

第13回 制度検討作業部会（2017年10月30日）資料3から抜粋

- 「間接オークション」は、原則として全ての連系線利用を、エネルギー市場の取引（JEPXのスポット取引等）を介して行うこととする仕組み（※）であり、**2018年度から導入予定**。

- ※ 1 現行ルールでは、「先着優先」で連系線の容量を割り当てている。現状において、JEPXのスポット取引は、前日10時の段階でなお空容量となっている連系線を活用して全国取引を行っている。間接オークション導入後は、先着優先の制度を廃止し、原則としてすべてJEPXのスポット取引等を用いて連系線を利用することになる。
- ※ 2 「間接オークション」導入後も、緊急時のエリア間融通など、系統の供給安定性を向上させるために必要な空容量（「マージン」）等は引き続き確保する。また、運用時には、緊急融通や優先給電ルール等のために「間接オークション」の結果に関わらず連系線が用いられることがあることにも留意が必要。
- ※ 3 既に連系線利用計画として平成28年度策定時に登録を行っているもの（最長のもので～H37年度）には経過措置が適用される。



第9回 地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会（2019年4月24日）資料4から抜粋

(参考) 経過措置事業者、特定負担者の取扱いの比較

5

	経過措置事業者	恒久対策の特定負担者	短工期対策の特定負担者
取扱いの内容	エリア間値差相当分の精算 ※エリア間値差による追加費用が発生した場合は当該額の補填を受ける、逆にエリア間値差により収益が発生した場合は当該額を戻し精算(いわゆる「オブリゲーション」方式) ※ 特定負担者の取扱いは東北東京間連系線(東京向)を対象とする。		
取扱いの対象容量	平成28年度利用計画として登録された長期連系線利用計画を上限に申請された数値	費用負担に応じた容量	
取扱いの期間	2018年度～2025年度	増強工事後の連系線の使用開始日 又は電源の運転開始日のうち遅い日 から電源の廃止日又は40年間経過した日のいずれか早い日まで	短工期対策による増強工事後の連系線の使用開始日から(左記の)恒久対策による増強工事後の連系線の使用開始日の前日まで
取扱い対象者	原則として小売事業者(長期連系線利用計画を登録していた事業者)	恒久対策の特定負担者	短工期対策の特定負担者
転売・譲渡	エリア間値差相当分の精算の取扱いのみを権利化して転売・譲渡を行うことは認めない。 ※ 特定負担者の電源を第三者に売却・譲渡を行った場合、第三者に特定負担者の取扱いも承継される。 ※ 供給先事業者が確保できていない特定負担者が供給先事業者を確保した場合、当該供給先事業者に特定負担者の取扱いを承継させることができる。		
計画提出	前々日12時までに計画を提出する。計画の更新は減少更新のみとする。		
計画の中身	30分単位のkWh、ただし取扱いの対象容量以下であること。計画の中身は「計画の蓋然性」を求める。		
減少処理の順位	東北東京間連系線の減少処理は、経過措置、間接送電権、特定負担の順番で減少処理を行う。		
受電側の要件	受電側(小売事業者)の約定量が計画値未満の場合は、JEPXから事業者に補填する側の精算を行わない。		
送電側の要件	送電側(発電事業者)の入札量(※1)が正当な理由なく(※2)計画値未満の場合は、精算を停止する等の措置を取る。 送電側の発電計画の内訳は問わない。 (※1)送電側の要件を「約定量」ではなく「入札量」としているのは、市場価格が限界費用未満となる不可抗力があり得るため。 (※2)「正当な理由」とは、例えば、前々日から前日にかけての発電機トラブル等を想定。		

3. その他規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

- 字句修正等

[変更内容]

- ・ その他記載の適正化（字句修正等）。

【業務規程（変更履歴）】<変更>

【業務規程附則（令和7年3月26日）第1条】<変更>

【業務規程附則（令和7年7月22日）】<変更>

【送配電等業務指針第175条】<変更>